

令和6年度健康経営取組推進業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

令和6年度健康経営取組推進業務

2 趣旨

本県は全国と比較し、生活習慣病による死亡率が高く、さらにその中でも働き盛り世代の死亡率が高い状況にある

健康で長生きするためには、生活習慣の改善（適度な運動、適切な食生活等）が重要であり、職場での健康づくりが働き盛り世代へのアプローチとして最も効果的である。

以上から、県内事業所における「健康経営優良法人」の認定取得を推進することとし、必要な業務について委託するものである。

3 委託業務内容

(1) 「健康経営優良法人」認定取得促進アプローチ

- ・「健康経営優良法人」認定取得促進に資する動画を作成し、県内事業所が閲覧できる状態とすること。
- ・県内事業所への対面でのアプローチを意識したチラシ等の広報媒体を作成すること。
- ・上記の動画及び広報媒体は一体感のあるコンセプトで作成すること。

(2) 健康経営の普及啓発（広報展開）

- ・(1)の業務のほか、予算の範囲内で健康経営の啓発を目的とした戦略的広報を行うこと。

4 履行期限

履行期限：令和7年3月31日（月）

5 成果品

業務実績報告書（著作物、デザインデータを含む）

6 著作権

- (1) 受注者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。
- (2) 本業務による著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）及び所有権を含めて、すべて県に帰属するものとする。また、受注者が再委託した第三者が制作した著作物の著作権についても県に帰属するものとする。

7 その他

- (1) 委託業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法

令を遵守すること。

- (2) 委託業務実施に当たって、使用するイラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権利料等の負担と責任は、全て受注者が負うこと。
- (3) 委託事業に係る関係書類は令和6年4月1日から5年間保存すること。
- (4) イベント開催にあたっては、状況に応じての感染症感染拡大防止策を適切に講じること。
- (5) 感染症等の拡大時には、イベントの中止や内容の変更があり得るため、県と協議を行うこと。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、受注者と県との協議により定めるものとする。